



三原やっさ祭り

第6章

計画の推進体制と進行管理

【第6章の内容】

この章では、計画を具体的に推進するための推進体制の整備と実施状況の進行管理のあり方などを示しています。

第1節 計画の推進体制

第2節 計画の進行管理

第6章 計画の推進体制と進行管理

第1節 計画の推進体制

1 各主体の連携

計画を総合的に推進し、望ましい環境像を実現させるためには、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）の各主体が、環境問題の解決のためにお互いの情報や意見を交換することが重要です。このため、各主体の連携のもと、より良い方策を提案しながら適切に効率よく施策を推進できる体制をつくり、計画の推進体制を明らかにします。

2 推進体制

本計画の推進体制は、協働組織^(注)と庁内組織に分かれます。これらの連携・調整を図るためにそれぞれ事務局があり、次のとおり組織の役割と構成についてまとめます。

（注）協働組織とは、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が対等な立場で参加・実践できる組織をいう。

協働組織

◆みはらし環境会議

役割 本計画策定後、市民、市民団体、事業者が参加する「みはらし環境会議」（以下「環境会議」という。）を設置します。

本計画で提言した重点的な取組の実施や地域で行われている環境保全活動についての情報交換などを行い、地域での環境意識の向上を図ります。

- 重点的な取組の実践・支援・管理
- 市民・市民団体・事業者との協働体制づくり
- 環境推進リーダー養成の場

構成 みはらし環境塾の受講者、賛同する各種団体、事業者、行政などから構成します。
事務局：生活環境課

◆三原市環境審議会

役割 三原市環境基本条例第22条に基づき三原市環境審議会（以下「審議会」という。）が設置されており、引き続いて公正な立場から審議します。

次の事項について調査審議し、市長に対して意見を述べることができます。

- 環境基本計画の策定及び変更
- 年次報告書に関すること
- 環境の保全及び創造に関する基本事項

構成 学識経験者、関係行政機関の職員、市民、市民団体の代表者、事業者の委員20人以内で構成します。
事務局：生活環境課

◆市民・市民団体・事業者

役割 主体別における環境への取組を実践するとともに、本市の広報やホームページに対して、必要に応じて意見を述べます。また、環境会議や環境保全活動にも積極的に参加します。

- 環境保全活動の参加・実践
- 行政への意見・提案

庁内組織

◆三原市環境基本計画推進検討会議

役割 本市の環境施策を総合的・計画的に推進するため、庁内組織の横断的な推進組織として「環境基本計画推進検討会議」（以下「推進会議」という。）を設置します。
本計画の進行管理や担当部署における関連事業との調整などを行います。

- 環境基本計画の進行管理
- 関連事業との調整
- 効果的な取組の検討

構成 三原市環境基本計画庁内策定委員会設置要綱に基づき設置された「庁内策定委員会」の構成員を継続的に発展させます。
事務局：生活環境課

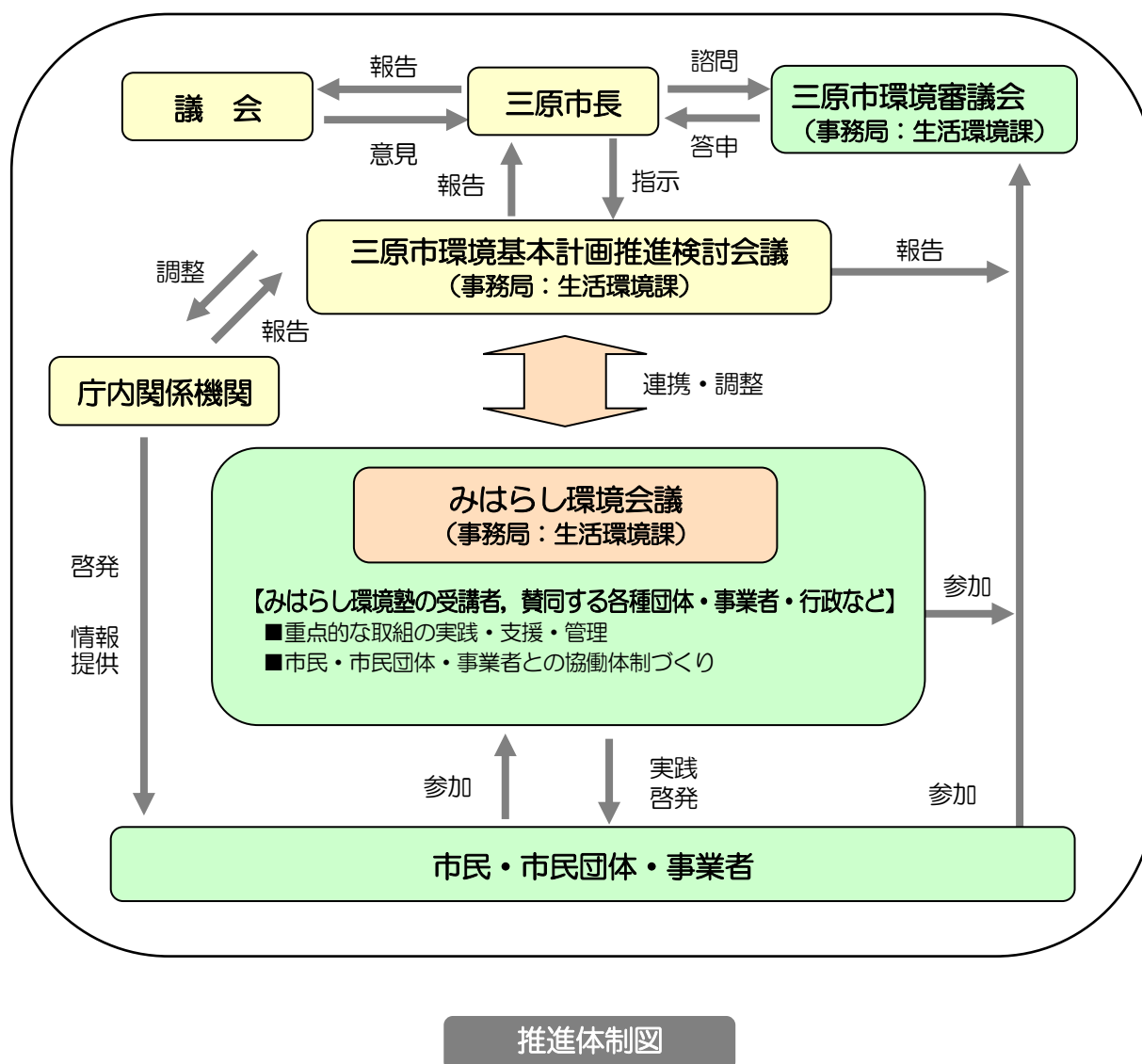
◆庁内関係機関

役割 推進会議での指示事項を事務局と連携を図りながら各担当部署での環境施策を実践し、その実施状況を報告します。

- 各担当部署での実践
- 実施状況の報告

3 推進体制図

推進体制図は次のとおりです。

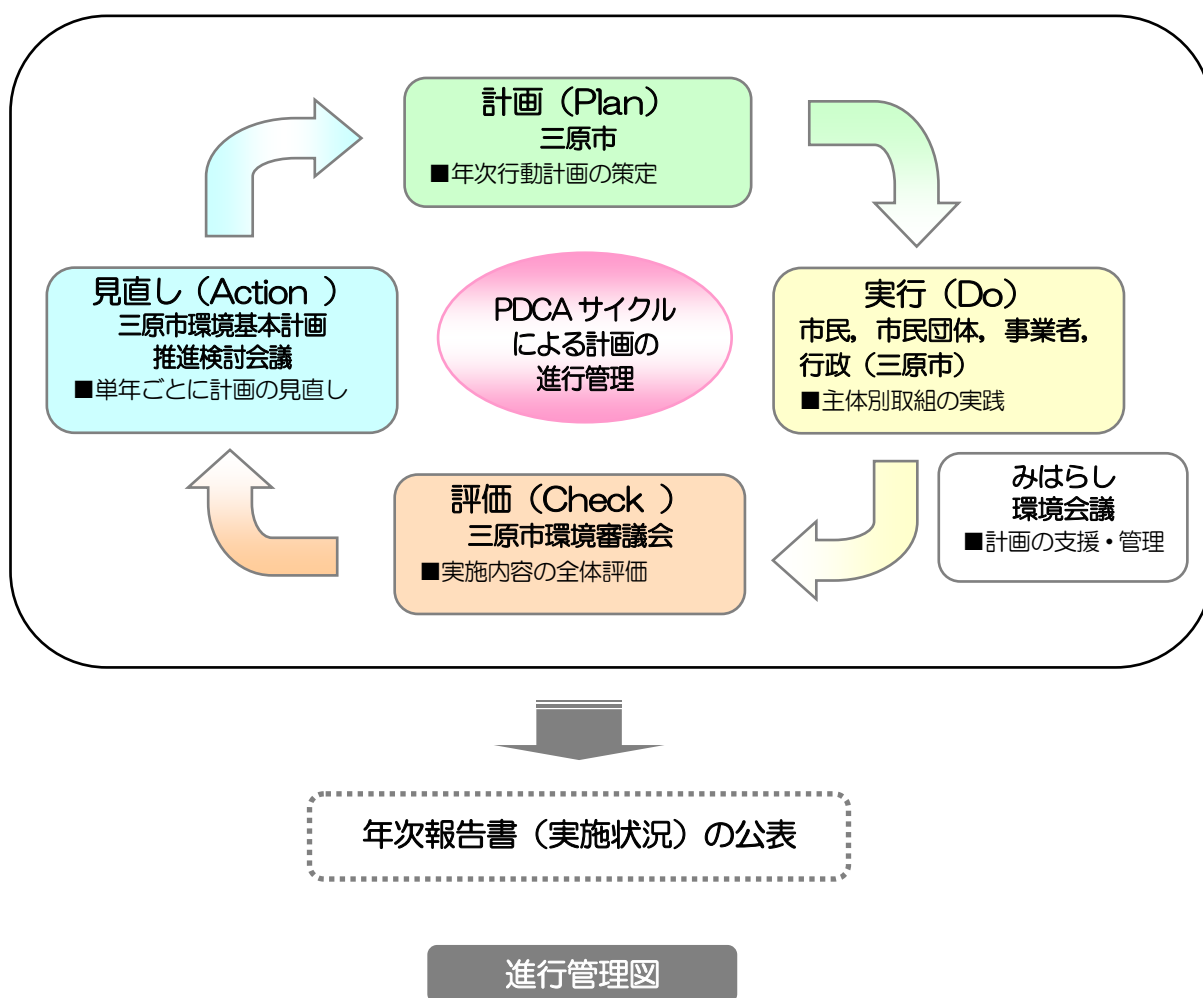


第2節 計画の進行管理

計画の実効性を確保するためには、適切な進行管理が必要です。本計画では、管理手法（マネジメントシステム）の基本的な考え方であるPDCAサイクル※を用いて計画の進行管理を行います。

1 PDCAサイクルの利用

PDCAサイクルの考え方は、環境保全の取組を継続的に計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→見直し（Action）の4つのステップで計画の進行を管理する仕組みです。



2 進行管理

◆計画（Plan）

推進会議は、当該年度に行う取組について、市民や事業者の意見を踏まえ、その計画と目標を設定した年次行動計画を取りまとめます。

◆実行（Do）

本計画は、市民、市民団体、事業者、行政（三原市）が取組を実践します。これらの取組を円滑に推進するため、環境会議を中心に市民、市民団体、事業者が協働で取り組めるパートナーシップを基本として、計画を支援・管理します。

◆評価（Check）

取組の実施状況について、庁内関係機関や環境会議からの意見を踏まえ、推進会議は、年次報告書として結果の取りまとめを行います。その結果をもとに、審議会で評価を行います。

評価手法

■計画の進捗状況や取組の実施状況は、年次報告書として整理します。評価は、それらの達成状況から判断します。また、年次報告書は、一般に公表して、市民、市民団体、事業者へ情報提供を行います。

◆見直し（Action）

市民、市民団体、事業者の意見及び審議会での調査審議を踏まえ、推進会議が計画の見直しを行います。

なお、審議会では、これらの毎年の進行管理結果を基に、社会状況の変化、環境に対する価値観の変化を踏まえ、5年に一度、必要に応じて計画全体の見直しを行います。